

社会福祉法人みやま市社会福祉協議会の会長・常務理事報酬及び役員・評議員・委員等の費用弁償並びに旅費の支給に関する規程

制定 平成19年1月29日（規程第2号）

改正 平成20年5月26日（規程第5号）

改正 平成29年3月29日（規程第2号）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人みやま市社会福祉協議会の会長・常務理事の報酬及び役員・評議員・委員等（以下「役員等」という。）の費用弁償並びに旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬額及び費用弁償）

第2条 会長・常務理事の報酬及び役員等の費用弁償は次のとおりとする。

（1）会長報酬 月額 5万円

（2）常務理事 別に定める

（3）役員等費用弁償 日額 3千円

2 会長・常務理事が月の途中で就任、辞職等により異動した場合には日額計算により報酬を支給する。

3 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、第3条の規定に基づき、旅費を支払うことができる。この場合費用弁償は行わない。

（旅費額）

第3条 会長・常務理事及び役員等の旅費については「みやま市職員等の旅費に関する条例」を準用する。

（旅費の減額及び調整）

第4条 予算及びその他の都合により、この規程による旅費を支給することが出来ない場合又は、公用の交通機関や宿泊施設等を利用した場合及び団体等の案内で交通費と宿泊料の負担があった場合は、その旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

附 則

この規程は、平成19年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。